

「(仮称) 船橋市犯罪被害者等支援条例(案)の骨子」に対する 意見募集(パブリック・コメント)の実施について

1. 政策案等の名称

(仮称) 船橋市犯罪被害者等支援条例(案)の骨子

2. 意見募集の期間

令和6年10月1日(火曜日)から令和6年10月31日(木曜日)まで(必着)

3. 意見募集の趣旨

犯罪被害者等の支援に係る施策を推進するため、「(仮称) 船橋市犯罪被害者等支援条例」を制定するにあたり、条例(案)の骨子を作成いたしましたので、皆様から御意見を募集いたします。

4. 資料の閲覧方法

資料は、市民安全推進課(船橋市役所4階)、行政資料室(船橋市役所11階)、船橋駅前総合窓口センター(フェイスビル5階)、各出張所(二和出張所は除く)・連絡所(津田沼連絡所は除く)、各公民館(東部公民館、新高根公民館は除く)、各図書館に配架しているほか、市ホームページで閲覧することができます。

5. 意見を提出できる方

- ・市内に住所を有する方
- ・市内に通勤または通学されている方
- ・この条例(案)に関し利害関係を有する方(市内で事業を営む方など)

6. 意見の提出方法

(1) オンライン申請システムにより、以下の手順で御提出ください。

- ① 以下のURLまたは右のスマートフォン用コードから、
「船橋市オンライン申請・届出サービス」へアクセス

URL: <https://e-shinsei.city.funabashi.lg.jp/city-funabashi->

[u/offer/offerDetail_initDisplay?tempSeq=5535&accessFrom=](https://e-shinsei.city.funabashi.lg.jp/city-funabashi-u/offer/offerDetail_initDisplay?tempSeq=5535&accessFrom=)

- ② 「利用者登録せずに申し込む方はこちら」をクリック

※既に当サービスの利用者登録を行っている方は、先にログインすることで登録済みの郵便番号、住所、電話番号を初期表示させることが可能です。



- ③ 利用規約等を御確認の上、「同意する」をクリック
- ④ 各設問に回答を入力し、「確認へ進む」をクリック
- ⑤ 入力内容を確認し、「申込む」をクリックすることで提出完了

※申込完了通知は届きませんので、あらかじめ御了承ください。

- (2) 以下の5点を御記入の上、郵送、ファックス、電子メール、持参のいずれかにより、「8. 提出・問い合わせ先」まで御提出ください。

- ① 住所（所在地）
- ② 氏名（法人その他団体にあつては、名称及び代表者氏名）
- ③ 電話番号
- ④ 市外の方は、「市内に通勤・通学している」、「この条例案に関し利害関係を有する（市内で事業を営む方など）」どちらか当てはまる方を御記入ください。
- ⑤ 条例（案）の骨子に対する御意見

※様式は問いませんが、「意見提出様式」を御利用いただくこともできます。

(3) 注意事項

- ・御記入いただいた個人情報（住所・氏名・電話番号）は、意見の内容に不明な点があった場合の連絡・確認など、意見募集の目的以外には使用しません。また、意見募集結果の公表の際には、御意見の内容以外（住所・氏名・電話番号等）は公表いたしません。
- ・匿名や電話での受付はしておりませんので、御了承ください。

7. 留意事項

- ・提出いただいた御意見の概要は、内容ごとに整理・分類等した上で、御意見に対する市の考え方とともに後日市ホームページに掲載いたします。
- ・この手続きは、賛否を問うものではありません。
- ・個々の御意見に対して、直接・個別の回答はいたしませんので、御了承ください。

8. 提出・問い合わせ先

市民生活部 市民安全推進課 交通安全係

〒273-8501 船橋市 市民安全推進課（※郵送の際、住所の記入は不要です）

TEL：047-436-2292

FAX：047-436-2299

E-MAIL：shian@city.funabashi.lg.jp